

## Web サイト制作及び運営サポートについての契約約款

この約款は、株式会社 Web Design 我龍（以下、「当社」という。）と当社が提供する Web サイト制作及び Web サイト運営サポート（以下、「本サービス」という。）を委託する第三者（以下、「発注者」という。）との委託業務契約について定めたものである。

### 第 1 条【契約の成立】

本サービスの契約は、発注者の Web サイト制作申込書 兼 発注書、又は Web サイト運営サポート申込書が当社に到着し、当社が承諾した時に成立する。ただし、次の各項の一に該当する場合、契約は成立しないものとする。

- ① 発注者が Web サイト制作注文書に際して当社に虚偽の事実を申告した場合
- ② 発注者に、はじめから明らかに注文の意思がないと見受けられる場合
- ③ 利用目的が公序良俗に反する等、当社が本サービスの提供上支障があるものと判断した場合
- ④ アダルトコンテンツ等、性的表現が含まれる場合
- ⑤ 他人の著作権その他の権利を侵害または侵害する恐れがある場合
- ⑥ 受注状況過多により制作進行に支障がある場合
- ⑦ その他、当社が不相当と判断した場合

### 第 2 条【本サービスの内容】

発注者より提示された仕様に従い、発注者から提供されるテキスト原稿、画像等のデータをもとに当社がデザイン・(X)HTML と CSS3 によるコーディングおよびプログラム等と組み合わせて、Web サイトを制作するものとする。

また Web サイト運営サポートの作業内容については、当社及び発注者の協議によるものとする。

- ① ブラウザ動作確認は、Windows 環境の Google Chrome 最新版、Internet Explorer10～現バージョンを基本とする。
- ② 1 ページあたりの大きさは、基本 A4 サイズ 1 枚（上限 1000 文字程度）の大きさとする。
- ③ 当社は発注者に対して、基本デザイン案を 1 案制作し提案するものとする。
- ④ 制作の流れは当社 Web サイト掲載のシステムによるものとする。
- ⑤ 制作期間は見積書等に定めたものとする。ただし制作内容・変更・データの受け渡しなどにより変動することがある。

### 第3条【制作期間中の変更及び修正】

1. 当社が発注者に対しページ毎のデザインの提案を行い、発注者が当該提案を確認、承諾した後は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ず変更をする必要が生じた場合は、2回を限度として当社は変更に応ずるものとする。
2. コーティング作業・システム構築後は、原則として当該構築に支障が生ずる変更及びデザイン及びレイアウトの変更はできないものとする。ただし、納品後は、発注者責任の上で変更及び修正ができるものとする。

### 第4条【納品】

1. 発注者が指定したサーバーまたは新たに契約したサーバーに制作データをアップし、ネット上に公開した時点納品完了したものとする。又は指定のメディアでの納品とする。
2. 納品後、30日間はシステム不具合・文言の誤りに関しては変更及び修正は無償でおこなうものとする。ただしシステムの仕様変更・機能追加・デザイン及びレイアウトの変更・修正はできないものとする。

### 第5条【支払い】

1. 本サービスにおける制作費は、第4条に定める納品後、当社は請求書を発行し発注者は請求書発行日から7日以内に、当社の指定する金融機関の口座に振り込むことによって支払うものとするが、発注者の支払条件がある場合に限り当社及び発注者の協議により決めるものとする。ただし、制作にかかるサーバー・ドメイン取得等にかかる実費は、必要に応じ当社の指定する期日に支払うものとする。
2. 本サービスにおける運営サポートの費用は、当社と発注者との協議により指定された期日までに当社の指定した金融機関に振込むことによって支払うものとする。
3. 振込手数料は、発注者の負担とする。
4. 領収書は振込金融機関の振込書をもってこれに充当するものとする。

### 第6条【解約】

1. キャンセルは双方の承諾を得ることによって申込みを解約及び変更することができるものとする。ただし当社がすでに本業務の制作に着手した後は原則として行えないものとする。
2. 発注者は申込みを解約および変更するときは、変更する7日前までに通知するものとする。

3. 発注者が、当社による本サービスの制作開始後に契約の取消を行う場合、発注者は、当社が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び当社が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払うものとする。
4. 当社は発注者がすでに支払った費用に関しては一切返金しないものとする。
5. 運営サポートの契約期間は1年間を原則とし途中解約は出来ないものとする。  
ただし、次の事項に該当する場合には契約期間中であっても解約することができる。
  - ① 本契約の違反があった場合
  - ② 債務不履行があった場合
  - ③ 当社が不相当と判断した場合
  - ④ 発注者にやむを得ない事情が生じた場合
6. 運営サポートの途中解約をする場合は、前項の場合を除き30日前までに通知するものとする。

#### 第7条【知的所有権】

1. 本契約に基づき制作された本サービスの著作権（オープンソース・フリー素材・作品図版等の当社に著作権が帰属しないものを除く）は納品日までは当社が保留し納品・制作費の入金確認後、発注者に移転するものとする。ただし、デザインアイデア及びレイアウト・(X)HTMLファイル・プログラムのノウハウ、モジュール等に関しては原則として当社が保留するものとする。
2. 発注者は、第一項ただし書きのデザインアイデア及びレイアウト・(X)HTMLファイル・プログラムのノウハウ、モジュール等の一部または全部の複製・転写・転売・改変及び、技術を二次利用して再販売を行うことができないものとする。再販売を行ったときは、発注者は当社に対し、当社が本サービスに要した費用相当額を損害賠償金として支払うものとする。
3. 当社は、著作権が当社に帰属しない作品（写真・イラスト・図版等）の一部または全部の複製・転写・転売・改変及び二次利用して再販売を行うことができないものとする。再販売を行ったときは、当社は発注者に対し、当社が本サービスに要した費用相当額を損害賠償金として支払うものとする。

#### 第8条【機密保持】

発注者及び当社は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 第9条【個人情報保護】

1. 発注者及び当社は、相手方の個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならないものとする。
2. 発注者及び当社は、相手方の個人情報を委託先等に配布する際は、事前に相手方の承諾を得なければならないものとする。

#### 第10条【免責事項】

1. 当社は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとする。また当社が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとする。
2. 当社は、次の事項に該当する場合には一切の責任を負わないものとする。
  - ①納品した後に発注者または第三者の行為によって支障が発生したとき
  - ②Web サイト運営中にサーバーの行為によって支障が発生したとき

#### 第11条【不可抗力】

本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ① 自然災害
- ② 伝染病
- ③ 戦争及び内乱
- ④ 革命及び国家の分裂
- ⑤ 暴動
- ⑥ 火災及び爆発
- ⑦ 洪水
- ⑧ ストライキ及び労働争議
- ⑨ 政府機関による法改正
- ⑩ その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならないものとする。
3. 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができるものとする。

#### 第12条【合意管轄】

本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

2. 本契約につき裁判上の争いとなったときは、京都地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意するものとする。

#### 第13条【準拠法について】

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

以上

平成21年8月8日 制定

平成26年9月1日 改定